

入札心得書

- 1 入札参加者は、市有財産（土地・建物）売却告示及び本書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し市の担当者の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、入札開始前に入札保証金として見積金額の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）の金額を銀行振込で納めなければなりません。
- 4 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、この保証金を納付する際に入札参加者から指定のあった口座に還付します。
なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結する際の契約保証金に充当します。
- 5 入札は、所定の入札書で提出してください。
- 6 入札は、郵便による入札で行います。
なお、郵便入札のため入札代理人を立てることはできません。
- 7 入札書は、入札者の住所、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず印鑑登録証明書に登録された印鑑を押印してください。
- 8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換えまたは撤回をすることができません。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - （1）入札に参加する資格がない者のした入札
 - （2）一般競争入札参加申込書を提出していない者の入札
 - （3）入札保証金を納付しないもの、または入札保証金が入札金額の 100 分の 5 以上の額に達しない者が行なった入札
 - （4）1 人で一度に 2 通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
 - （5）入札書に記載した金額を訂正しているもの
 - （6）入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
 - （7）入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
 - （8）告示または本書事項に違反した入札
 - （9）入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - （10）最低売却価格を下回る金額による入札
 - （11）郵便入札によらない入札
- 10 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、立会者の立会いのもと行います。
なお、入札に関係のない当市職員 1 名を立ち合わせます。
- 11 開札の結果、市の予定価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、該当者に連絡後、くじ引きによって落札者を決定します。
- 12 落札者が、落札決定の日から起算して 7 日以内に売買契約を締結しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなります。
- 13 落札者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。入札保証金を契約保証金の一部として充当します。
- 14 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、市が交付する納入通知書に記載された日までに納めなければなりません。
- 15 契約保証金は、前項の金額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当しますが、納入期限までに完納しないときは、市に帰属することとなります。
- 16 本書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、江別市契約に関する規則の定めるところによって処理します。